

事務連絡  
令和4年3月18日

居宅サービス事業所の管理者 様  
地域密着型サービス事業者の管理者 様  
居宅介護支援事業所の管理者 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

### 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

県内では連日約300人規模の新規感染者の発生が続いており、高齢者施設等においては、令和4年1月以降で約150施設・事業所で職員または利用者の感染が発生しています。4月にかけて人の往来も活発になることによる感染の広がりにも留意が必要です。各事業所におかれましては、以下の事項についてご留意のうえ、警戒度を一層高めた感染防止対策をお願いします。

#### 1 ワクチンの3回目接種の促進

新型コロナウイルスの感染拡大防止には、居宅サービス事業所等の職員または利用者のワクチン接種が重要となっております。

2回目の接種から6か月経過後、お住いの市町から3回目の接種券が届いたらすぐ接種していただくよう、貴事業所等の職員、利用者およびそのご家族への呼びかけにご協力をお願いします。

県では、県営集団接種会場（エルパプラス、プラザ萬象）において、高齢者福祉施設・障がい福祉施設従事者、教育保育関係者の方に向けた「優先接種枠の設置」や、「予約なし接種」の対象を65歳以上の方から50歳以上へ拡大しているほか、4月2日（土）からは、県営接種会場（エルパプラス）で夜間接種（第1・第3土曜日の18時～19時30分）を行うなど、接種機会の拡大等を行っているので、併せて周知ください。

#### 2 家庭内でのマスク着用

感染拡大を防ぐには、「家庭に持ち込まない」、「家庭から外に広げない」など、家庭内の感染対策強化が重要です。貴事業所等の職員、利用者およびそのご家族に対し、家庭においても会話時のマスク着用の呼びかけにご協力ください。

#### 3 施設での感染対策

本県独自に令和4年度も各施設の感染対策に要した経費に対する支援制度（※）を設けます。この制度を活用して、防護用品や抗原検査キットの購入など、施設内での感染対策を引き続き徹底ください。

（※通所介護事業所の場合、年間5万円）

【担当】 福井県健康福祉部長寿福祉課 介護サービスグループ 電話：0776-20-0332 FAX 0776-20-0642 Mail：hokaisei@pref.fukui.lg.jp
--